◎労働保険料の計算例

●一元適用事業の場合（次の業種以外の業種：建設業、都道府県や市区町村へ行う事業、港湾運送事業、農業、水産業等）

「一元適用事業」とは、労災保険と雇用保険に係る保険関係を一の事業として、労働保険料の申告・納付等を一元的に処理する事業を言います。

【10名の労働者がいる販売業の例】

▼労働者に支払う賃金および特別加入の内訳

雇用保険被保険者8名 給与・賞与の合計額 32000 千円/年	雇用保険被保険者でないアルバイト等2名 給与・賞与の合計額 2000 千円/年

・中小事業主特別加入者として希望する給付基礎日額10，000円1名

▼事業の種類ごとに定められている保険料率（令和8年4月時点）

販売業の場合	労災保険率	3/1000	雇用保険率	13.5/1000

▼労働保険料の計算

①労働者分　労災保険料　事業主が全額負担

＝全従業員の賃金総額（32000 千円＋2000 千円）×労災保険率3／1000＝102，000円

②労働者分　雇用保険料　被保険者＋事業主で負担

＝雇用保険加入者の賃金総額 32000 千円×雇用保険率13．5／1000＝432，000円

├ 被保険者負担　雇用保険加入者の賃金総額 32000 千円×5／1000＝160，000円

└ 事業主負担　雇用保険加入者の賃金総額 32000 千円×8．5／1000＝272，000円

③労災保険の特別加入保険料　任意加入保険分

＝給付基礎日額10，000円×365日×労災保険率3／1000＝10，950円

労働保険料の合計額　①＋②＋③＝**544，950円**

（うち、**事業主負担**は雇用保険料被保険者負担分を除くので、**384，950円**）

なお、上記以外に「石綿健康被害救済法」に基づく「一般拠出金」の支払が必要となります。

一般拠出金　事業主が全額負担

＝全従業員の賃金総額（32000 千円＋2000 千円）×一般拠出金率0．02／1000＝680円

●二元適用事業の場合（建設業、都道府県や市区町村へ行う事業、港湾運送事業、農業、水産業等）

「二元適用事業」とは、労災保険に係る保険関係と雇用保険に係る保険関係を別個の二つの事業として二元的に処理する事業を言います。

【5名の労働者がいる建設業の例】

▼労働者に支払う賃金・元請負事業工事高および特別加入の内訳

雇用保険被保険者の現業労働者4名 給与・賞与の合計額 17000 千円/年	雇用保険被保険者の事務労働者1名 給与・賞与の合計額 3000 千円/年

現業労働者は元請負事業としての工事以外に、延べ月に 1 日程度の資材倉庫整理や機材の清掃作業（以下、「特定の工事現場に付随しない業務」という。）があり、その業務に従事した部分の賃金額が 120 千円（120 千円の算出…上記資材倉庫整理や機材清掃等の業務を 10 千円程度/月実施したと仮定したもの）

・元請負事業工事高　年間**1億円**

・中小事業主特別加入者として希望する給付基礎日額10，000円1名

▼事業の種類ごとに定められている労務比率・保険料率（令和8年4月時点）

建設業の建築事業の場合　労務比率　23%　建築事業の労災保険率　9.5/1000
事務所の労災保険率　3/1000　雇用保険率　16.5/1000

▼労働保険料の計算

①建築事業労災保険料　事業主が全額負担

＝元請負事業工事高**1億円**×労務比率**23%**（23000 千円）×建築事業労災保険率**9．5／1000**＝**218，500円**

②事務所の労災保険料　事業主が全額負担

＝事務労働者の賃金総額 3000 千円×事務所の労災保険率**3／1000**＝**9，000円**

③「特定の工事現場に付随しない業務」の労災保険料　事業主が全額負担

＝「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額 120 千円×事務所の労災保険率**3／1000**＝**360円**

④労働者分　雇用保険料　被保険者＋事業主で負担

＝雇用保険加入者の賃金総額（17000 千円＋3000 千円）×雇用保険率**16．5／1000**＝**330，000円**

├ 被保険者負担　雇用保険加入者の賃金総額 20000 千円×6／1000＝120，000円

└ 事業主負担　雇用保険加入者の賃金総額 20000 千円×10．5／1000＝210，000円

⑤労災保険の特別加入保険料　任意加入保険分

＝給付基礎日額10，000円×365日×建築事業の労災保険率**9．5／1000**＝**34，675円**

⑥「特定の工事現場に付随しない業務」中小事業主特別加入保険料　任意加入保険分

＝給付基礎日額10，000円×365日×事務所の労災保険率**3／1000**＝**10，950円**

労働保険料の合計額　①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＝**603，485円**

（うち、**事業主負担**は雇用保険料被保険者負担分を除くので、**483，485円**）

なお、上記以外に「石綿健康被害救済法」に基づく「一般拠出金」の支払が必要となります。

一般拠出金　事業主が全額負担

＝（元請負事業工事高**1億円**×労務比率**23%**（23000 千円）＋事務労働者の賃金総額 3000 千円
＋「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額 120 千円）×一般拠出金率0．02／1000＝522円